

# 脱水汚泥収集運搬及び処分業務委託共通仕様書

## 1 業務遂行にあたっての基本的事項

### (1) 業務履行

業務の履行にあたり、計画表等に基づき排出される脱水汚泥等については、全日、全量を責任を持って収集運搬・処分を行うこと。

また、各特記仕様書の業務内容の遵守を徹底すること。

### (2) 第三者機関による履行確認等

委託業務を円滑かつ効率的に執行するため、必要な技術力等を有すると認めた第三者機関に、本業務の履行確認及び監督員を委任することができる。この場合、受注者は、この第三者機関の履行確認を受けるとともに、その指示に従わなければならない。

なお、第三者機関に委託する業務は、計画表の作成・提示、収集運搬時の立会、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「情報処理センター」という。）へのマニフェスト情報の登録、業務完了報告書の内容確認とする。

### (3) 許可証の提出

契約の締結に際し、業務に関する産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分量の許可証の写しを提出すること。

なお、許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を通知するとともに、変更後の許可証の写しを提出すること。

### (4) 委託業務実施計画書の提出

契約締結後速やかに「委託業務実施計画書」を作成し、提出すること。

なお、提出した計画書の内容を変更するときは、速やかに「委託業務変更実施計画書」を提出すること。

### (5) 法令遵守

業務の実施に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守し、安全管理及び保健衛生面に十分に注意すること。

### (6) 事故発生時の対応

ア 収集運搬時に事故が発生したときは、速やかに適切な処置をとり、被害を最小限にするよう努めるとともに、事故の発生状況を速やかに報告すること。

イ 処分中あるいは処分場自体に事故等が発生したときは、速やかに適正な処置をとり、事故等の発生状況を速やかに報告すること。また、事故等の原因及び修繕計画等を報告すること。

その際に、汚泥処分の状況あるいは事後の汚泥処分の計画を報告すること。

### (7) 業務委託完了報告書の提出

毎月の業務遂行の状況を「業務委託完了報告書」として翌月10日までに提出すること。

### (8) 業務履行確認

業務の履行確認は、受託者による電子マニフェストへの業務終了報告後、情報処理センターからの業務終了報告の通知（電子メール等）により確認を行う。

## 2 その他

本共通仕様書及び特記仕様書に定めのない事項、または内容に疑義が生じた時は、両者協議のうえ決定する。

## 脱水汚泥収集運搬及び汚泥処分業務委託（夜間便 2号・セメント原料化）

### 特記仕様書

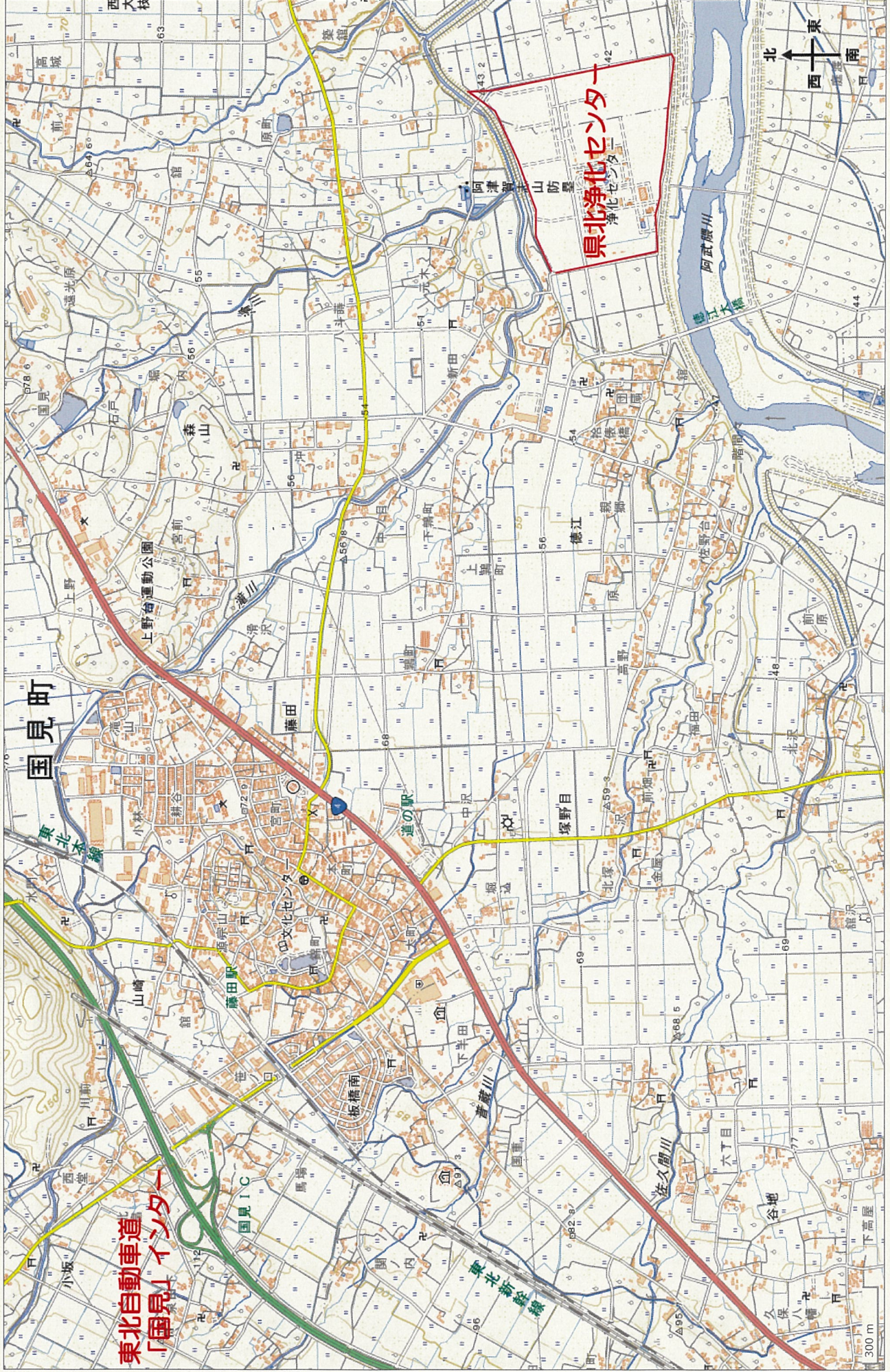
- 1 業務の名称  
脱水汚泥収集運搬及び汚泥処分業務委託（夜間便 2号・セメント原料化）
- 2 脱水汚泥の排出場所  
県北浄化センター（住所：伊達郡国見町大字徳江字上悪戸 46 番地の 1）
- 3 委託期間  
契約の期間： 契約の日～令和 8 年 3 月 3 1 日まで  
業務開始日： 令和 7 年 4 月 1 日以降
- 4 業務内容
  - (1) 産業廃棄物の種類及び予定数量等

ア 種類	脱水汚泥
イ 予定数量	2,400 t
ウ 予定収集運搬回数	月曜日から金曜日に 1 日 1 回
エ 放射性セシウム濃度	協議の上決定する
( 搬 出 上 限 値 )	
  - (2) 業務の種類  
脱水汚泥収集運搬（夜間便）  
脱水汚泥処分（夜間便）
  - (3) 収集運搬の日時及び条件
    - ア 脱水汚泥の収集運搬は、原則として毎月当該月の 3 日前までに提示する収集運搬及び処理業務実施計画表（以下「計画表」という。）に基づき行うが、台風などで荒天が予想される場合は、前日までに変更となる場合がある。
    - イ 収集運搬の予定時刻は、原則として月曜日から金曜日の午前 3 時とするが、脱水機の運転状況により午後 5 時 15 分～午前 8 時 30 分の間に変更となる場合がある。変更する場合は、原則として前日の午前中までに連絡する。
    - ウ 排出施設については汚泥処理棟（No.1、2、3 各ホッパー容量約 9.7t）の施設から計画表により排出する予定であるが、運転状況により、排出施設及び排出数量が変更となる場合がある。変更する場合は、原則として前日の午前中までに連絡する。
    - エ 収集運搬を行うにあたっては、脱水汚泥等が飛散・流失しないよう、ビニールシート等で十分に覆うとともに、収集運搬に伴う悪臭、騒音または振動によって生活環境の保全上支障がないよう必要な措置を講ずること。
    - オ 処分業務を行うにあたっては、脱水汚泥等が飛散・流失しないようにするとともに、処分に伴う悪臭、騒音または振動によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。
    - カ (1) 項エで決定した基準値超の汚泥が発生、または予測される場合等で、県北浄化センターの担当職員から指示がある場合は、収集運搬先を変更、または中止するものとする。
- 5 その他  
共通仕様書及び本特記仕様書に定めのない事項、または内容に疑義が生じた時は、両者協議の上決定する。



# 【 県北浄化センター 位置図 】

※ 東北自動車道「国見」インターから  
約5 km



東北自動車道  
「国見」インター

県北浄化センター

国見町

北  
東  
西  
南

300 m



